

様式第 15 (第 11 条関係)

5 東環第 6051-8 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市南区豊田二丁目 18 番 3 号

氏名 株式会社西山商店

代表取締役 西山 幸光

令和 6 年 2 月 16 日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和 6 年 3 月 18 日

東浦町長 日高輝夫



許可の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業 (荷卸し)
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (可燃)
許可の条件	1 事業区域は、阿久比町とする 2 事業の区分で定めた荷卸し先は、東部知多クリーンセンターとする 3 廃棄物の収集運搬時には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定を遵守すること 4 阿久比町、東浦町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則に定める条項を遵守すること 5 その他町長が必要と認めた指示事項を遵守すること